小松工業高等学校同窓会　慶弔規程

（目的）

第１条　この規程は本会規約の付則第４条により、慶弔の取り扱い方法を定め、適切な運営を図ることを目的とする。

（適用）

第２条　この規程は次の慶弔について適用する。

（１）職員の転、退任

（２）役員の死亡

（３）功労者の表彰

（４）その他の慶弔

（職員の転、退任）

第３条　職員の餞別は本校在職期間により次のとおりとする。

（１）５年未満・・・・・・・・　　￥１０，０００－

（２）５年以上・・・・・・・・　　￥２０，０００－

（役員の死亡）

第４条　役員死亡の際の取り扱い方法は次のとおりとする。

（１）香典の支給対象者は下記の役員とする。

イ．顧問、参与

ロ．会長

ハ．副会長

ニ．庶務

ホ．会計

ヘ．常任理事

ト．監事

チ．支部長

（２）現職役員、元職役員の香典の金額は￥１０，０００－とする。

（功労者の表彰）

第５条　会長、支部長等の役員を永年にわたり努め、本会発展に尽力した者を表彰する。その取り扱い方法は会長が前例等を参考にして決定する。

（その他の慶弔）

第６条　この規程にない事項について、その必要がある場合は会長が決定する。

（実施記録）

第７条　　この規程を適切に運用するために、慶弔について実施記録を残す。

（規程の改定）

第８条　　この規程の改廃は常任理事会の決議による。

附則１：この規程は平成２６年９月２０日より、実施する。

以上